

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、個人住民税の賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

柏市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税の賦課事務
②事務の内容 ※	【概要】 ・地方税法に基づき、収集した課税資料を基に住民税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から各種証明書を発行する。 【処理の流れ】 ①国税庁・税務署・企業・年金保険者・他自治体から課税資料（電子データ）を取得する。 ②住民・企業から課税資料（紙媒体）を取得する。 ③取得した課税資料の一部を委託業者に提供して電子データ化し、申告受付システムに取り込む。 ④③で取り込んだデータを委託業者に提供して、賦課情報の作成を行う。 ⑤賦課に必要な情報（生活保護・障害等）を照会し取得する（対象者が市内在住の場合は宛名システム経由、市外在住の場合は中間サーバー経由）。 ⑥住民登録がない者の情報を住基ネット経由で取得する。 ⑦委託業者に賦課情報を提供して、税額通知書を作成する。 ⑧課税決定者・年金保険者・各企業へ税額を通知する。 ⑨他自治体の資料については当該自治体へ回送する。 ⑩作成された賦課情報を中間サーバーに登録する（提供）。 ⑪作成された賦課情報を庁内他課へ移転する。 ⑫賦課情報に基づき、申請に応じて課税証明書等を発行する。 ⑬他自治体等からの照会に回答する。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	1. 課税内容照会機能 課税台帳から個人の年度毎の所得内容・控除内容・税額等を照会する。 2. 1月1日世帯照会機能 賦課期日時点での世帯状況を照会する。 3. 特徴事業所照会機能 事業所の情報を照会する。 4. 各種証明書発行機能 所得証明書、課税証明書、非課税証明書、賦課状況証明書を発行する。 5. 通知書発行機能 納税通知書、税額変更通知書、特徴税額通知書等を発行する。 6. 課税台帳登録機能 申告書や給与支払報告書の内容に基づき、徴収方法および課税の決定をする。 修正申告、法定調書、減免審査決定等により、税額の変更をする。 7. 異動処理機能 特別徴収義務者からの異動届出書を基に、徴収方法の変更をする。 8. 年金特徴処理 年金特徴義務者からの対象者情報に基づき、年金特徴税額の決定をする。 介護保険の停止情報により、年金特徴の停止処理をする。 年金特別徴収の徴収結果により、年金特徴の停止処理をする。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [○] その他 （ 中間サーバー、コンビニ交付システム ） [○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	共通宛名システム
②システムの機能	1. 宛名管理機能 住民記録システムより情報移転を行い4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報を記録する。住登外者の宛名項目(氏名及び名称、性別、生年月日、住所など)の作成、管理をする。 2. 個人番号の保護機能 個人番号の保護を行うため認証の制御や暗号化をする。 3. 宛名連携機能 同一人の宛名番号を紐付する機能を有し、宛名番号の関連付けしたデータを作成・管理する。中間サーバーとの連携時には、紐付した宛名番号から団体内宛名番号を取得する。 4. 団体内宛名統合機能 提供の業務情報(別表2)の情報を受領し、中間サーバー連携機能への送信する。情報照会の要求(別表1)の情報を受領し、中間サーバー連携機能への送信と受信をする。符号付番の際、符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバーへ送信する。団体内宛名番号と4情報(氏名、性別、生年月日、住所)を管理し、中間サーバーからの要求に対応する。 5. 中間サーバー連携機能 中間サーバーとのデータ連携により情報送信(提供)及び情報受信(収受)を行う。・情報送信(提供)及び情報受信(収受)を行った結果の情報(LOG)を取得する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	申告受付システム
②システムの機能	1. 申告受付支援機能 住民からの申告内容を登録することで、確定申告書、住民税申告書を作成する。 2. 給報(年金)登録機能 給与支払報告書、公的年金等支払報告書の登録と訂正をする。 3. 国税連携データの訂正機能 国税連携システムからダウンロードしたデータを取り込み、補完、訂正入力をする。 4. 作表機能 申告書データや給与支払報告書データについて、抽出条件を指定して一覧表を作成する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	1. 利用届出の審査機能 eLTAXを利用するにあたって、利用者から届け出があった情報を審査、管理する。 2. 申告データの審査機能 納税者から申告されたデータを審査、管理する。 3. 申告データの連携機能 申告データをCSVファイルとして出力し、課税資料データとして連携する。 4. 特別徴収税額通知データの送信機能 特徴徴収義務者に特別徴収税額通知データ、特定個人情報ファイル(本人確認用)を送信する。 5. 年金特徴サービス機能 審査サーバで受信した団体回付データをファイル出力し、基幹システムで作成した団体回付データを審査サーバへ引き渡す。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	1. 国税連携データの管理機能 国税連携データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロードを行う。 2. 法定調書データの管理機能 法定調書データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロードを行う。 3. 団体間回送機能 団体間回送受信／送信状況の確認及び団体間回送ファイルの登録を行う。 4. 扶養是正情報等のデータ送信機能 扶養是正情報等データを国税庁へ送信する。 5. 住民登録外課税通知データ送受信機能 住民登録外課税通知データ等を他の自治体との間で送信及び受信を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	データ連携システム
②システムの機能	1. 年金特徴に関する機能 eLTAXシステムより出力した団体回付データの取込みと団体回付データの作成を行う。 2. eLTAX申告データに関する機能 eLTAXシステムより出力した申告データの取込処理、帳票印刷、申告受付システムデータへの変換を行う。 3. 国税連携データに関する機能 国税連携システムより出力した国税連携データの取込処理、帳票印刷、画像ファイル作成、申告受付システムデータへの変換を行う。 4. 給与支払報告書データ(光ディスク等)に関する機能 企業等から送付された給与支払報告書データ(光ディスク等)の取込処理、帳票印刷、画像ファイル作成、申告受付システムデータへの変換を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム7	
①システムの名称	イメージ検索システム
②システムの機能	1. イメージ照会機能 申告書等の課税資料の画像ファイルの表示及び印刷をする。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム8	
①システムの名称	バックアップシステム
②システムの機能	1. データ保管機能 住民情報系システム(住民記録, 住民税, 資産税, 軽自税, 収納, 口座, 共通宛名システムなど)データをリアルタイムに保管し, 夜間にデータの正誤性確認を実施し監視している。 2. 障害に備えた代替機能 機器障害などの事態において, 課税内容照会や証明書発行を行い, 住民税窓口業務への即時対応ができる。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム9	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は, 情報照会, 情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と, 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け, その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報照会機能は, 情報提供ネットワークシステムを介して, 特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供機能は, 情報提供ネットワークシステムを介して, 情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム, 宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容, 情報提供内容, 特定個人情報(連携対象), 符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会, 又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し, 管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として, 保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会, 情報提供, 符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理, 業務統計情報の集計, 稼動状態の通知, 保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム10	
①システムの名称	収納管理システム
②システムの機能	1. 賦課データ管理機能 固定資産・都市計画税, 軽自動車税, 個人住民税の賦課及び調定管理を行う。 2. 納付データ管理機能 納付された固定資産・都市計画税, 軽自動車税, 個人住民税の消込処理及び収入管理を行う。 3. 督促・催告・還付・充当機能 賦課データ, 納付データにより未過納の抽出及び未納者への督促, 過納者への還付・充当の処理を行う。 4. 納付書及び納税証明発行機能 紛失者などへの再発行納付書を作成する。 申請による賦課徴収情報に基づく納税証明書等証明書を発行する。

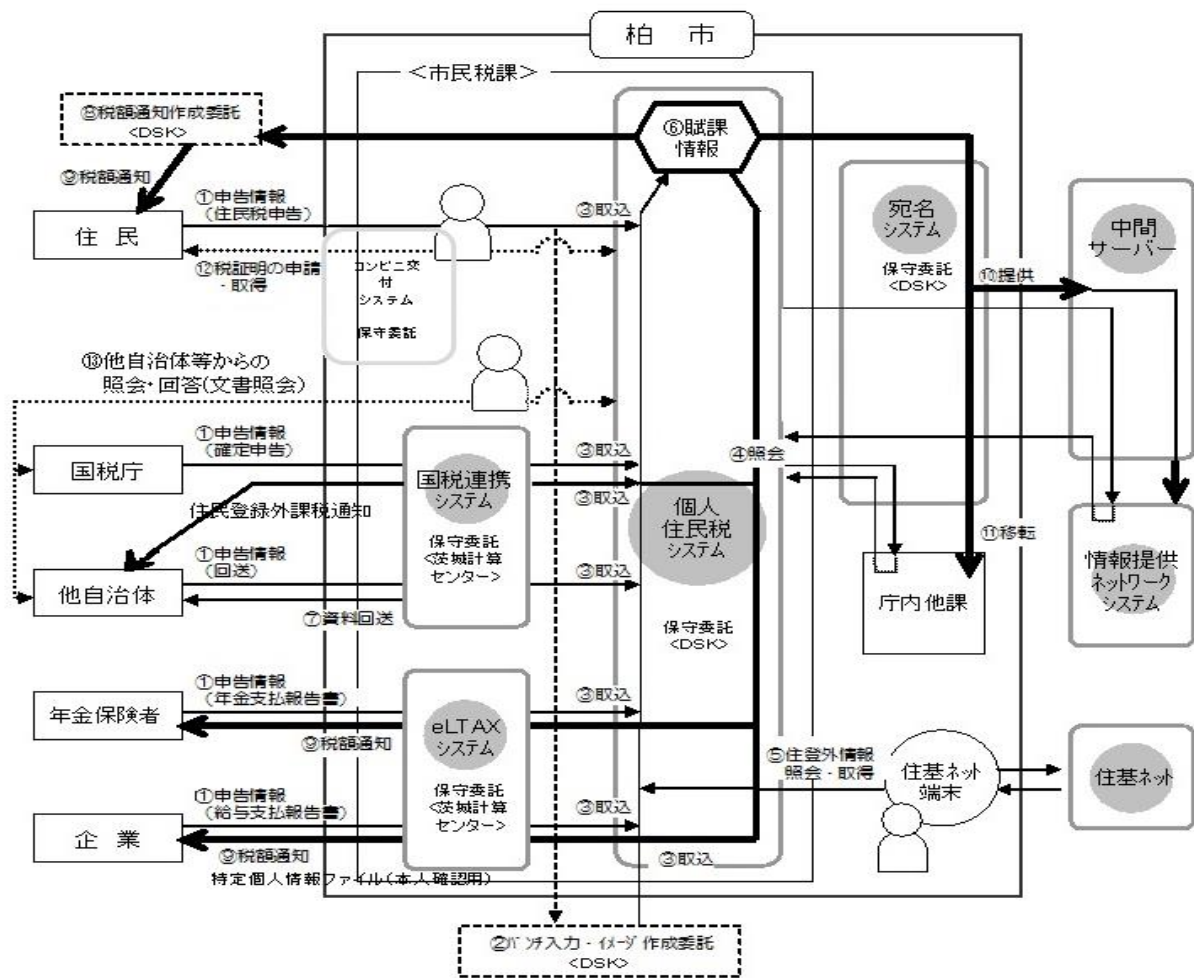
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 ()	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム11～15		
システム11		
①システムの名称	口座管理システム	
②システムの機能	1. 口座振替情報管理機能 振替申請者からの対象税目や銀行関連などの情報を管理する。 2. 依頼データ作成機能 各期別ごとに銀行振替データを抽出し依頼データを作成する。 3. 結果データからの消込機能 依頼データと銀行からの結果データにより消込処理データを作成する。 4. 振替エラーデータからの通知書作成機能 振替不能者に対し不能通知を発行する。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 ()	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム12		
①システムの名称	共用データベースシステム	
②システムの機能	1. 連携するデータ管理機能 定められた場所にデータを格納し管理する。 2. セキュリティ機能 定められた場所へのアクセス制限をする。 3. 連携開始管理機能 タスクにて日々、月々などを管理し、データの反映する時間を管理をする。 4. 連携データ監視機能 移動分として連携する場合は、取得した側からの取得済通知によりにファイルを削除する。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 ()	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム13		
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	
	1. 本人確認情報の更新機能 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2. 本人確認機能 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)処理機能 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4. 本人確認情報検索機能 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	

②システムの機能	5. 機構への情報照会機能 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6. 本人確認情報整合機能 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7. 送付先情報通知機能 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携機能 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 () ☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム	
システム14		
①システムの名称	コンビニ交付システム	
②システムの機能	1. 発行機能 ・証明書の発行 2. 連携機能 ・コンビニエンスストアからの定められた電文レイアウトに基づく証明書の申請書データ授受 ・証明書データの送信 ・発行履歴データの税務システムへの反映	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 () ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム	
システム16～20		

3. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	住民税の賦課決定において、住民の所得情報・控除情報を正確に把握する必要がある。
②実現が期待されるメリット	正確な所得・控除情報を把握することにより、賦課が正しく行われる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜提供ができる根拠規定＞ 番号法第19条第7号別表第二（第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二の主務省令」という。）第1条第2号ロ 第2条第4号, 第5号ロ, 第6号ロ, 第8号, 第9号, 第10号, 第11号及び第12号ロ 第3条第4号, 第5号ロ, 第7号ロ, 第9号, 第10号, 第11号及び第12号 第4条第2号ロ 第6条第3号, 第4号イ, 第5号, 第6号イ, 第8号, 第9号, 第10号及び第11号 第7条第1号イ及び第2号イ 第10条第1号イ 第12条第3号リ及び第5号 第13条第1号イ及び第2号イ 第19条第1号ヲ, 第2号, 第3号, 第4号及び第5号 第20条第1号, 第3号及び第8号イ 第21条第6号 第22条第1号ハ, 第2号, 第3号, 第4号, 第5号, 第6号及び第8号 第23条第1号 第25条第1号, 第2号, 第3号ロ, 第6号, 第7号イ, 第12号, 第13号, 第14号, 第15号及び第16号 第28条第1号ニ, 第2号, 第3号, 第6号, 第7号, 第8号, 第9号及び第10号 第31条第1号ニ, 第3号及び第5号ニ 第34条第1号及び第2号 第35条第3号 第36条第1号イ及び第2号イ 第37条第1号イ及び第3号 第38条第1号イ, 第2号及び第3号 第40条第1号及び第2号 第43条第1号イ, 第2号, 第3号ロ, 第5号イ, 第8号, 第9号, 第10号及び第11号 第44条第1号ヲ, 第2号, 第3号, 第4号及び第5号 第47条第2号ロ, 第3号ロ, 第4号ロ, 第5号ロ, 第6号ロ, 第7号ロ, 第10号ロ及び第11号ロ 第49条第1号及び第2号 第50条第2号イ, 第3号イ, 第4号イ及び第5号イ 第51条第4号イ, 第7号及び第13号 第54条第1号ハ, 第3号ハ及び第4号ハ 第55条第1号ハ, 第3号ハ及び第4号ハ 第58条第1号イ及び第2号イ 第59条第1号 ＜照会ができる根拠規定＞ 別表第二の主務省令 第20条第1号, 第2号, 第3号, 第4号
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

■個人住民税賦課の事務内容



(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市民, 市外在住の課税対象者, 市外在住の被扶養者
その必要性	住民税の適正な賦課を行うにあたり, 特定個人情報が必要
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	○識別情報 対象者を特定するために記録 ○連絡先情報 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録 ○業務関係情報 ・国税関係情報 : 対象者の所得税に係る情報に基づき, 住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報 : 算出した住民税額に基づき, 税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・障害者福祉関係情報 : 障害者福祉関連の情報に基づき, 控除の確認を行うために記録 ・生活保護関係情報 : 生活保護関連の給付情報に基づき, 非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報 : 対象者の年金所得に係る情報に基づき, 住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	柏市 財政部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （生活支援課・障害福祉課） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （国税庁・年金保険者） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （他自治体） ☐ 民間事業者 （企業） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）
③入手の時期・頻度		☐ 当初賦課時に入手 ・申告情報（確定申告・年金支払報告書・給与支払報告書）について、1月～4月にかけて複数回入手 ・生活保護について、3月に入手 ・公的年金支払報告書について1月末に入手 ・住民税申告書について2月～3月にかけて毎日入手 ・1月1日世帯情報ファイルについて、1月にバッチ処理で作成して入手 ・年金特別徴収情報ファイルについて、5月に年金保険者から入手 ・宛名情報ファイルについて、住民基本台帳が更新される都度、随時入手 ☐ 個別的な対応に際して入手 ・当初期以降、新規申告及び税額更正に関する申告時に、随時、各種申告書情報を入手 ・年金特別徴収情報ファイルについて、6月～4月に毎月入手 ☐ 他自治体からの（国税連携システム（eLTAXIによる入手） 他自治体が作成した住民登録外課税通知、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて受領している。 ・住民登録外課税情報は提出があれば1年を通じて受領している。 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知情報は1月に受領する。
④入手に係る妥当性		・申告情報（確定申告書・住民税申告書・年金支払報告書・給与支払報告書）については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、住民・国税庁・年金保険者・企業・他自治体からの情報提供を受けている。
⑤本人への明示		・住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法の別表第二の第27号に規定されている。
⑥使用目的 ※		各種申告書の受付、住民税額の算出・通知、証明書の発行
変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、窓口サービス課、収納課、柏市支所出張所条例第2条第2項に規定する出張所
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		1. 申告情報の取得 ・住民・国税庁・企業・年金保険者・他自治体から申告情報を取得する ・賦課に必要な情報（生活保護・障害等）を照会し取得する 2. 賦課情報を作成・通知する ・各種申告情報から賦課情報を作成する ・税額通知作成の委託先に賦課情報を提供する ・住民・年金保険者・各企業（特別徴収対象者の場合）へ税額を通知する 3. 税証明の発行 ・賦課情報に基づき、申請に応じて課税・非課税・所得証明書・賦課状況証明書を発行する 4. その他の異動 ・必要に応じて、徴収方法の変更・税額更正等を行なう

	情報の突合 ※	○申告情報・生活保護関係情報を突合して、非課税者を決定する【上記2・4】 ○申告情報・障害者関係情報を突合して、課税・非課税及び税額を決定する【上記2・4】
	情報の統計分析 ※	課税状況の分析等のため、「市町村課税状況等の調」に供する集計等の各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。
	権利益に影響を与え得る決定 ※	所得額、各種控除額に基づき、住民税額を決定・更正する。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 7) 件 ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1		
課税情報のエントリー及び画像ファイルの作成		
①委託内容		
住民税申告書や給与支払報告書のエントリー及び画像ファイルの作成		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	申告者全員	
その妥当性	・電算処理のため効率かつ正確なデータ化であること。 ・データで投入されたものを含めて全てに対し画像ファイルを作成する。 ・税務システムの安定した稼働及び専門的な知識を有する民間事業者に委託する。 以上のことから専門業者である必要があり、また、問合せ又は修正申告時に迅速に対応できるため、必要である。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、入札結果として柏市ホームページにて公表している。	
⑥委託先名	株式会社ディー・エス・ケイ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。
	⑨再委託事項	住民税申告書や紙媒体の給与支払報告書のスキャニング及びデータエントリー
委託事項2～5		
委託事項2		
納税通知書等印字プログラム、税務システムのオペレーション業務		
①委託内容		
・納税通知書等印字プログラム改修 ・用紙の作成 ・税務システムにて行う各種処理 ・バッチ一括処理の実行、帳票等の印刷、帳票等の裁断、封入封緘作業		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	

		・多量の印刷が短時間でできる機器、裁断機器、封入封緘機器を有し、セキュリティ基準が達成できている設備で作業ができること。 ・納税通知書印刷に必要な対応（郵便カスタマバーコード、コンビニ用バーコードなど）ができること。 ・税務システムの安定した稼働及び専門的な知識を有する民間事業者に委託する。 以上のことから専門業者である必要があり、また、限られた期間内での作業に対応ができるため、必要である。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☒] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果として柏市ホームページにて公表している。
⑥委託先名		株式会社ディー・エス・ケイ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。
	⑨再委託事項	・納税通知書等印字プログラム改修 ・バッチ一括処理の実行、帳票等の印刷、帳票等の裁断、封入封緘作業
委託事項3		税務システムの改修事業及びシステムの保全管理
①委託内容		・税制改正に対応し、システムの改修を委託 ・磁気ディスクによる税務システム情報の保全のために、特定個人情報ファイルの管理を委託 ・システム障害に備えた代替システムの管理と委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	・法制度改正に伴うシステム改修等を行った場合、本番稼働前に正しく動作することを確認するため ・システムの安定した稼働及び専門的な知識を有する民間事業者に委託する。 以上のことから専門業者である必要があり、また、システムの安定稼働が可能であるため、必要である。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☒] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果として柏市ホームページにて公表している。
⑥委託先名		株式会社ディー・エス・ケイ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		遠隔地でのデータ保管	
①委託内容		特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		〔 特定個人情報ファイルの全体 〕 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	・災害、その他事故でのデータ喪失時の回復が可能であること。 ・システムの安定した稼働をするため、復元作業などの専門的な知識を有する民間事業者に委託する。 以上のことから専門業者である必要があり、また、システムの安定稼働にもつながるため、必要である。	
③委託先における取扱者数		〔 10人未満 〕 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		〔 ☒ 専用線 〔 ☐ 電子メール 〔 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔 ☐ フラッシュメモリ 〔 ☐ 紙 〔 ☐ その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果として柏市ホームページにて公表している。	
⑥委託先名		株式会社ディー・エス・ケイ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	〔 再委託する 〕 <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。	
	⑨再委託事項	バックアップデータの管理	
委託事項5		地方税電子申告支援サービス運用の管理	
①委託内容		eLTAXシステム及び国税連携システムの運用管理に関する委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		〔 特定個人情報ファイルの一部 〕 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	公的年金等受給者、確定申告者、eLTAX利用事業所の申告者。	
	その妥当性	・eLTAXシステム及び国税連携システムの運用・保守・バージョンアップへの対応が必要であり、専門的な知識を有することが求められる。 ・システムの安定した稼働をするため、専門的な知識を有する民間事業者に委託する。 以上のことから専門業者である必要があり、また、システムの安定稼働にもつながるため、必要である。	
③委託先における取扱者数		〔 10人未満 〕 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		〔 ☒ 専用線 〔 ☐ 電子メール 〔 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔 ☐ フラッシュメモリ 〔 ☐ 紙 〔 ☐ その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果として柏市ホームページにて公表している。	

⑥委託先名		株式会社 茨城計算センター
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐再委託しない ☐再委託する 再委託しない 再委託する
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項6		申告受付事務支援業務
①委託内容		申告受付事務支援業務委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 1万人未満 1万人以上10万人未満 10万人以上100万人未満 100万人以上1,000万人未満 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	確定申告者及び市民税・県民税申告者(収入のある者)
	その妥当性	マイナンバー対応に改修した申告受付システムを使用し申告受付を行うことから、システムに不具合が生じた場合などへの迅速な措置対応やシステムの使用方法の指導、運営、管理体制を万全とすること、また受付システム及び申告受付に使用するその他税システムに精通し、かつ申告受付業務にも精通する人材の配置が必要なことから、システムの開発業者である相手方を選定したものである。
③委託先における取扱者数		10人以上50人未満 10人以上50人未満 50人以上100人未満 100人以上500人未満 500人以上1,000人未満 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果として柏市ホームページにて公表している。
⑥委託先名		株式会社ディー・エス・ケイ
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託しない 再委託する 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

[illegible]

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (58) 件 ☐ 移転を行っている (22) 件 ☐ 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第1項)
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第2項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第3項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者

	[○] 情報提供ネットワークシステム	[] 専用線
⑥提供方法	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 （ ）	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先4	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第4項)	
②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム	[] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 （ ）	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先5	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第6項)	
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム	[] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 （ ）	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先6～10	
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第8項)
②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先7	
都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第9項)
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先8	
市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第11項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先9	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第16項)
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第18項)
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先11～15	
提供先11	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第23項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先12	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第26項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第27項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第28項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先15	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第29項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれら法律に基づく条令による地方税賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16～20	
提供先16	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第31項) 別表第二の主務省令第22条第1号ハ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第8号
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって別表第二の主務省令第22条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第8号で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先17	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第34項)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先18	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第35項)
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第37項) 別表第二の主務省令第23条第1号
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって別表第二の主務省令第23条第1号で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先20	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第39項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先1	保健所地域保健課, 保健予防課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第7項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一の主務省令」という。)第7条第2号及び第3号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例	
②移転先における用途	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による里親の認定、養育里親の登録、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、医療の給付等の事業若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収若しくは支払命令に関する事務であって別表第一の主務省令第7条第2号及び第3号で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	対象者の課税状況及び同一世帯に属する者	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先2～5		
移転先2	保健福祉部障害福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第8項) 別表第一の主務省令第8条第1号及び第2号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例	
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務であって別表第一の主務省令第8条第1号及び第2号で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	支援対象児童及びその保護者	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時	
移転先3	こども部こども福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第9項) 別表第一の主務省令第7条第6号, 第8条第4号及び第9条第1号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例	
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって別表第一の主務省令第7条第6号, 第8条第4号及び第9条第1項で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	妊産婦の属する世帯員	

⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先4	保健所地域保健課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第10項) 別表第一の主務省令第10条第4号、第5号及び第6号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例
②移転先における用途	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって別表第一の主務省令第10条第4号、第5号及び第6号で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	定期予防接種対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先5	保健福祉部生活支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第15項) 別表第一の主務省令第15条第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例
②移転先における用途	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって別表第一の主務省令第15条第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	要保護者及び被保護者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	データ更新時

移転先6～10	
移転先6	都市部住宅政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第19項) 別表第一の主務省令第18条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって別表第一の主務省令第18条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	入居者及び連帯保証人
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
移転先7	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第30項) 別表第一の主務省令第24条第1号、第2号、第3号及び第6号
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって別表第一の主務省令第24条第1号、第2号、第3号及び第6号で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険加入者及び擬制世帯主
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
移転先8	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第35項) 別表第一の主務省令第26条第1号、第2号、第3号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例
②移転先における用途	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって別表第一の主務省令第26条第1号、第2号、第3号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	入居者及び同居者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先9	こども部こども福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第37項) 別表第一の主務省令第29条第1号及び第5号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例	
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって別表第一の主務省令第29条第1号及び第5号で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	該当児童及びその保護者	
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時	
移転先10	保健福祉部高齢者支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第41項) 別表第一の主務省令第32条第1号及び第2号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例	
②移転先における用途	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって別表第一の主務省令第32条各号で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該措置を受け、若しくは受けようとする老人又はその扶養義務者	
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先11～15		
移転先11	こども部こども福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第43項) 別表第一の主務省令第34条第1号及び第2号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例	
②移転先における用途	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって別表第一の主務省令第34条各号で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者	
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

移転先12	こども部こども福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第45項) 別表第一の主務省令第36条 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例	
②移転先における用途	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって別表第一の主務省令第36条で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所得税額	
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先13	保健福祉部障害福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第46項) 別表第一の主務省令第37条第1号及び第5号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例	
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって別表第一の主務省令第37条第1号及び第5号で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給者、その配偶者又は扶養義務者	
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先14	保健福祉部障害福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第47項) 別表第一の主務省令第38条第1号、第2号及び第3号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例	
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって別表第一の主務省令第38条各号で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給者、その配偶者又は扶養義務者	
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時	

移転先15	保健所地域保健課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第49項) 別表第一の主務省令第40条第7号, 第9号及び第10号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例	
②移転先における用途	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって別表第一の主務省令第40条第7号, 第9号及び第10号で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童の扶養義務者	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先16～20		
移転先16	こども部こども福祉課, 総務部給与厚生室, 生涯学習部教育総務課, 学校教育部柏市立柏高等学校, 消防局総務課, 水道部総務課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第56項) 別表第一の主務省令第44条第1号及び第4号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例	
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって別表第一の主務省令第44条第1号及び第4号で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給資格者及び配偶者	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時	
移転先17	市民生活部保険年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第59項) 別表第一の主務省令第46条第1号, 第2号, 第3号及び第6号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例	
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって別表第一の主務省令第46条第1号, 第2号, 第3号及び第6号で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療被保険者及びその世帯員	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時	

移転先18	保健福祉部生活支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第63項) 別表第一の主務省令第48条第1号、第2号、第3号第4号及び第6号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。の)支給に関する事務であって別表第一の主務省令第48条第1号、第2号、第3号第4号及び第6号で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	要支援者、被支援者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先19	保健福祉部高齢者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第68項) 別表第一の主務省令第50条第3号、第7号及び第11号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって別表第一の主務省令第50条第3号、第7号及び第11号で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及びその世帯員
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
移転先20	保健所保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第70項) 別表第一の主務省令第52条第3号及び第4号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって別表第一の主務省令第52条第3号及び第4号で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	患者、その配偶者、扶養義務者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		＜課内における措置＞ ・紙媒体による課税資料は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、漏えい・紛失を防止している。 ＜住民税システムにおける措置＞ ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。(サーバ室への入室は静脈認証) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。												
②保管期間	期間	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> [6年以上10年未満]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため												
③消去方法		・保存期間を過ぎた申請書・帳票等、紙媒体の特定個人情報については、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフトの使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。												
7. 備考														

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<<住民税賦課情報>>

(1. 課税年度、2. 宛番号、3. 履歴連番、4. 課税番号、5. 調定年度、6. 指定整理番号、7. 通知書番号(現年)、8. 普微事業所番号、9. 徴収区分、10. 差額徴収、11. パッチ処理済サイン、12. 削除サイン、13. 一般給与収入、14. 内特徴給与収入、15. 特定支出合計額、16. 給与所得、17. 年金収入、18. 公的年金控除額、19. 公的年金控除後の額、20. 雑その他所得 有無サイン、21. 雑その他所得 有無サイン、22. 雑所得 有無サイン、23. 雑所得、24. 営業等所得 有無サイン、25. 営業等所得、26. 農業所得 有無サイン、27. 農業所得、28. 不動産所得 有無サイン、29. 不動産所得、30. 上場株式等の配当所得 有無サイン、31. 上場株式等の配当所得、32. 利子所得 有無サイン、33. 利子所得、34. 配当所得(株式) 有無サイン、35. 配当所得(株式)、36. 配当所得(投資信託) 有無サイン、37. 配当所得(投資信託)、38. 配当所得(外貨建) 有無サイン、39. 配当所得(外貨建)、40. 配当所得(その他) 有無サイン、41. 配当所得(その他)、42. 総合譲渡・一時 有無サイン、43. 総合譲渡・一時、44. 総合譲渡(短期) 有無サイン、45. 総合譲渡(短期)、46. 総合譲渡(長期) 有無サイン、47. 総合譲渡(長期)、48. 一時所得 有無サイン、49. 一時所得、50. 土地等 有無、51. 土地等(K)、52. 土地等 超短期 有無、53. 土地等 超短期(J)、54. 分離短期譲渡(一般) 有無サイン、55. 分離短期譲渡(一般)、56. 分離短期譲渡(軽減) 有無サイン、57. 分離短期譲渡(軽減)、58. 分離長期譲渡(一般) 有無サイン、59. 分離長期譲渡(一般)、60. 分離長期譲渡(特定) 有無サイン、61. 分離長期譲渡(特定)、62. 分離長期譲渡(軽減) 有無サイン、63. 分離長期譲渡(軽減)、64. 分離長期譲渡(軽減) 有無サイン、65. 分離長期譲渡(軽減)、66. 山林所得 有無サイン、67. 山林所得、68. 退職所得 有無サイン、69. 退職所得、70. 株式等譲渡所得(未公開分) 有無サイン、71. 株式等譲渡所得(未公開分)、72. 株式等譲渡所得(上場分) 有無サイン、73. 株式等譲渡所得(上場分)、74. 先物取引所得 有無サイン、75. 先物取引所得、76. 免税所得 有無サイン、77. 免税所得、78. 非課税所得 有無サイン、79. 非課税所得、80. 肉用牛の売却による所得(牛全体)、81. 肉用牛の特例適用サイン(所得税)、82. 肉用牛の特例適用サイン(住民税)、83. 免税対象外肉用牛の売却価額、84. 繰越損失・純、85. 繰越損失・雑、86. 繰越損失・株式等譲渡、87. 繰越損失・先物取引、88. 繰越損失・居住用、89. 損益通算可能額、90. 分離短期譲渡(一般)特別控除前 有無サイン、91. 分離短期譲渡(一般)特別控除前、92. 分離短期譲渡(軽減)特別控除前 有無サイン、93. 分離短期譲渡(軽減)特別控除前、94. 分離長期譲渡(一般)特別控除前 有無サイン、95. 分離長期譲渡(一般)特別控除前、96. 分離長期譲渡(特定)特別控除前 有無サイン、97. 分離長期譲渡(特定)特別控除前、98. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前 有無サイン、99. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前、100. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前 有無サイン、101. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前、102. 受給者番号、103. 総所得金額、104. 合計所得金額(特控後・繰控後)、105. 合計所得金額(特控前・繰控前)、106. 雑損控除、107. 医療費控除、108. 社会保険料控除、109. 小規模共済掛金控除、110. 生命保険、111. 損害保険/地震保険控除、112. 寄付金控除、113. 妻・夫ありサイン、114. 控除対象配偶者サイン、115. 配偶者特別控除額、116. 配偶者特別控除サイン、117. 老人扶養人数、118. 老人扶養内同居人数、119. 特定扶養人数、120. 一般扶養人数、121. 年少扶養人数、122. 障害特別人数、123. 障害特別内同居人数、124. 障害普通人数、125. 本人障害者サイン、126. 本人未成年サイン、127. 本人老年者サイン、128. 本人寡婦・夫サイン、129. 本人勤労学生サイン、130. 基礎控除、131. 所得控除額合計(住民税)、132. 総所得 課税標準額、133. 総所得 所得割 市、134. 総所得 所得割 県、135. 免税外肉用牛の売却価額 課税標準額、136. 免税外肉用牛 所得割 市、137. 免税外肉用牛 所得割 県、138. 土地等 課税標準額、139. 土地等 所得割 市、140. 土地等 所得割 県、141. 土地等 超短期 課税標準額、142. 土地等 超短期 所得割 市、143. 土地等 超短期 所得割 県、144. 分離短期 一般 課税標準額、145. 分離短期 一般 所得割 市、146. 分離短期 一般 所得割 県、147. 分離短期 軽減 課税標準額、148. 分離短期 軽減 所得割 市、149. 分離短期 軽減 所得割 県、150. 分離長期 一般 課税標準額、151. 分離長期 一般 所得割 市、152. 分離長期 一般 所得割 県、153. 分離長期 特定 課税標準額、154. 分離長期 特定 所得割 市、155. 分離長期 特定 所得割 県、156. 分離長期 軽減 課税標準額、157. 分離長期 軽減 所得割 市、158. 分離長期 軽減 所得割 県、159. 分離長期 軽減 課税標準額、160. 分離長期 軽減 所得割 市、161. 分離長期 軽減 所得割 県、162. 山林 課税標準額、163. 山林 所得割 市、164. 山林 所得割 県、165. 退職 課税標準額、166. 退職 所得割 市、167. 退職 所得割 県、168. 株式譲渡 未公開分 課税標準額、169. 株式譲渡 未公開分 所得割 市、170. 株式譲渡 未公開分 所得割 県、171. 株式譲渡 上場分 課税標準額、172. 株式譲渡 上場分 所得割 市、173. 株式譲渡 上場分 所得割 県、174. 先物取引 課税標準額、175. 先物取引 所得割 市、176. 先物取引 所得割 県、177. 税額控除前所得割計 市、178. 税額控除前所得割計 県、179. 人的控除差額合計、180. 人的控除の調整控除額 市、181. 人的控除の調整控除額 県、182. 人的控除の調整控除後所得割 市、183. 人的控除の調整控除後所得割 県、184. 税額控除 市、185. 税額控除 県、186. 税額控除後所得割計 端処前 市、187. 税額控除後所得割計 端処前 県、188. 税額控除後所得割計 端処後 市、189. 税額控除後所得割計 端処後 県、190. 配当控除後所得割 市、191. 配当控除後所得割 県、192. 住宅借入金等特別税額控除 市、193. 住宅借入金等特別税額控除 県、194. 住借控除後所得割 市、195. 住借控除後所得割 県、196. 外国税額控除後所得割 市、197. 外国税額控除後所得割 県、198. 特別減税額 市、199. 特別減税額 県、200. 特減後所得割計 端処前 市、201. 特減後所得割計 端処前 県、202. 65歳以上控除額 市、203. 65歳以上控除額 県、204. 65歳以上減額サイン、205. 65歳控除後所得割計 端処前 市、206. 65歳控除後所得割計 端処前 県、207. 減額申告サイン、208. 減額該当サイン、209. 減額すべき額 市、210. 減額すべき額 県、211. 減額後所得割 市、212. 減額後所得割 県、213. 配当割・譲渡割合計額 市、214. 配当割・譲渡割合計額 県、215. 配割・譲割控除後所得割計 端処前 市、216. 配割・譲割控除後所得割計 端処前 県、217. 所得割計 市、218. 所得割計 県、219. 控除不足額 市、220. 控除不足額 県、221. 控除不足額、222. 均等割 市、223. 均等割 県、224. 計算年税額、225. 減免額、226. 所得割減免額 市、227. 所得割減免額 県、228. 均等割減免額 市、229. 均等割減免額 県、230. 特別徴収税額(充当前)、231. 特別徴収税額(充当額)、232. 特別徴収税額(充当後)、233. 普通徴収税額(充当前)、234. 普通徴収税額(充当額)、235. 普通徴収税額(充当後)、236. 年税額、237. 還付充当該当サイン、238. 還付充当額、239. 税額6月(充当前)、240. 税額7月(充当前)、241. 税額8月(充当前)、242. 税額9月(充当前)、243. 税額10月(充当前)、244. 税額11月(充当前)、245. 税額12月(充当前)、246. 税額1月(充当前)、247. 税額2月(充当前)、248. 税額3月(充当前)、249. 税額4月(充当前)、250. 税額5月(充当前)、251. 充当額6月、252. 充当額7月、253. 充当額8月、254. 充当額9月、255. 充当額10月、256. 充当額11月、257. 充当額12月、258. 充当額1月、259. 充当額2月、260. 充当額3月、261. 充当額4月、262. 充当額5月、263. 税額6月(充当後)、264. 税額7月(充当後)、265. 税額8月(充当後)、266. 税額9月(充当後)、267. 税額10月(充当後)、268. 税額11月(充当後)、269. 税額12月(充当後)、270. 税額1月(充当後)、271. 税額2月(充当後)、272. 税額3月(充当後)、273. 税額4月(充当後)、274. 税額5月(充当後)、275. 税額1期(充当前)、276. 税額2期(充当前)、277. 税額3期(充当前)、278. 税額4期(充当前)、279. 税額5期(充当前)、280. 税額6期(充当前)、281. 税額7期(充当前)、282. 税額8期(充当前)、283. 税額9期(充当前)、284. 税額10期(充当前)、285. 税額11期(充当前)、286. 税額12期(充当前)、287. 税額現随(充当前)、288. 充当額1期、289. 充当額2期、290. 充当額3期、291. 充当額4期、292. 充当額5期、293. 充当額6期、294. 充当額7期、295. 充当額8期、296. 充当額9期、297. 充当額10期、298. 充当額11期、299. 充当額12期、300. 充当額現随

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認している。 ・住民税申告を受け付ける際は、申告者本人の住所・氏名（カナ）・生年月日の印字された申告書用紙を使用するとともに、漢字氏名を記入させることにより、申請者が代理人であっても、当該用紙に記入する内容は申告者本人の情報であることを事前に注意喚起している。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて柏市の課税対象者と合致するかを確認している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められたインターフェースに基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式とし、必要な情報以外は記載しないようにしている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・企業及び年金保険者からの支払報告書の情報は、専用線を経由して入手するとともに、外部媒体の使用を必要最低限に制限し、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・住民から申告書を入手する際には、賦課の資料となる旨を説明する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書等の提示（郵送の場合は写しの添付）や窓口での聞き取りにより、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りに基づき、宛名管理システム等と照合することにより個人番号の真正性確認を行っている。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて柏市の課税対象者と合致するかを確認している。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・外部媒体を使用せず、紛失を防止している。 ・紙媒体による課税資料は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、漏えい・紛失を防止している。 ・職員間で周知を行い、共通認識を図っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・宛名システムにおいては、個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・住民税システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報のみに制限する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人住民税システムにおいて、ユーザID及びパスワードにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	(1)発効管理 ・ユーザIDの発効は、正規職員については人事情報に基づき、非正規職員については業務主管課からの申請に基づき、市の情報セキュリティ管理者が発効を行い、一元管理している。 ・個人住民税システムへのアクセス権限については、発効されたユーザIDに基づき、業務主管課の情報管理者が発効を行い、一元管理している。 (2)失効管理 ・失効についても上記と同様であるが、特に、非正規職員のユーザIDについては有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・共有IDは発行せずに個人に対して発行している。 ・アクセス権限を失効した場合は、速やかに管理者がアクセス権限を削除する。 ・パスワード期限の設定をしており、定期的に新たなパスワードを設定する必要がある。また、過去に設定した同一のパスワードは使用できないようにしている。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・ユーザIDとともに、個人住民税システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をログとして保管している。 ・確認が必要な場合には、当該ログを確認できる仕組みとしている。 ・当該データに係る文書保存期間中はアクセスログを保管する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・賦課担当課においては、外部媒体へのデータのコピーは制御されており、持ち出せないようにしている。 ・その他関係部署は、閲覧のみに制限されており、データにアクセスできないようにしている。 ・職員に対して個人情報保護に関する研修を行う。 ・非正規職員は、契約時に、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をする。 ・アクセスログ管理行っており、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているデータセンタでの作業に限定されている。 ・委託先には、規定する契約の目的以外に使用すること、及び市が承認していないデータ等を複製し、又は複製することを禁止している。 ・特定個人情報を取り扱う端末はUSBによる外部接続ができず、その他すべての外部媒体も使用させないことにより、漏えいを防止している。 ・正当な理由が無く第三者へ提供した場合の罰則を定めており、研修等により周知・指導することでリスクを抑制している。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・個人番号の使用権限がない職員が当該ファイルにアクセスしても、個人番号は表示しない。 ・住民情報システム端末は限定し、未使用時にはスクリーンセイバーなどを利用して、使用できないようにする。また、スクリーンセイバーなどを解除する際は再度ID／パスワード入力を行うようにしている。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲とする。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、もしくは、ISMS認証の取得を要件としている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・委託先での作業については、特定個人情報取扱いの管理体制、管理者の名簿提出及び取扱者の名簿作成と柏市の求めに応じた提出を義務付けており、特定個人情報ファイルへのアクセス可能な作業者数を最小限にしている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・委託先での作業については、特定個人情報ファイルを使用した業務についての従事者、従事日時等を記録すること、柏市の求めに応じて提出する義務があることを契約内容に含めている。 ・記録した情報は、特定個人情報の保管期間の定めのとおり管理・保管する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・他者（再委託先）への特定個人情報の提供の際には、再委託の必要性、選定基準、再委託先での管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告を受け、問題がない場合に限り、承認している。 ・また、委託先による再委託先の管理がルールどおりに実施されていることの報告を受けている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先へ特定個人情報を提供する際には、暗号化した上で提供している。 ・委託先へのデータ搬送においては、施錠可能なケースに電子媒体を格納した上で実施することを義務付けている。 ・漏えい防止や媒体搬送の安全確保等は契約事項であるため、遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先は、当該委託契約により行う業務の終了後、発注者と協議の上、個人情報が記録された媒体を直ちに発注者に返却し、又は社会通念上確実な方法による廃棄もしくは消去をしなければならない旨を契約書に明記している。 ・上記は契約事項となるため、遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	機密保持契約として以下を定めている。 ・個人情報の意図的な漏洩の禁止 ・契約の目的外での個人情報の使用、又は第三者への提供の禁止 ・漏洩、滅失、又はき損その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の実施 ・事前の承諾のない再委託又は下請けの禁止 ・個人情報の無断複写・複製の禁止 ・個人情報の適切な管理に支障が生じた場合等の報告義務 ・契約終了後の個人情報の返却又は廃棄若しくは消去の義務 ・個人情報が記録された媒体の搬送時における安全確保措置の実施 ・個人情報の管理状況が不適切である場合における発注者の指示に従う義務 ・契約事項違反に係る契約解除及び損害賠償に関する規定 ・従業者の監督義務 ・再委託先の監督義務 ・個人情報の取り扱いに係る報告の徴収	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・eLTAXシステム、国税連携システムとのデータ連携システムにおいて、操作した動作記録（ユーザID、日時、該当者、動作目的など）を残している。 ・共用データベースシステムを使用して、データ連携している場合は操作した動作記録（ユーザID、日時、該当者、動作目的など）を残している。 ・記録した情報は、特定個人情報の保管期間の定めのとおり管理・保管する。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・「提供」については、番号法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。 ・「移転」については、柏市データ保護規程に基づき、事前にデータ利用の申出書を情報政策主管課に提出を義務付けるとともに、特定個人情報保護評価統括担当課において移転の適否を審査する。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・不正なアクセスに対してアクセスを許可していない。 ・指定した端末、アクセスルートでのみ提供できる制御を行っている。 ・「提供」については、番号法等関係法令で定められたものに該当するか確認の上、提供を行う。 ・「移転」については、情報政策担当課に届出のあった事項・方法についてのみ行えるよう制御を行う。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	・国税庁（国税連携システム）、一般社団法人地方税電子化協議会（eLTAXシステム）の連携については、限定された環境で行い、また情報の提供・收受についても、あらかじめ定められた方法で行っているために誤った情報、誤った相手とやり取りすることがない。 ・共用データベースシステムを使用するデータは、予め定めた仕様に基づきデータ提供・收受をしているため、誤った情報、誤った相手とやり取りすることがない。 ・情報連携する相手先は法令で定められた機関又は市が認めた機関に限定している。また、相手先との通信では相互認証を行い、認証できない相手先との連携は認めない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供を要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応を求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で情報提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないように管理している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセスで制限)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	<住民税システムにおける措置> ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・庁内情報用端末については、特定個人情報を保管していない。 ・業務用端末は、盗難防止用ワイヤーを設置している。 ・システムに繋がる端末数を必要最小限とする。 ・管理権限を持つ者の端末を除き、USBメモリ等の外部媒体を使用できない状態にしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び、施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	<住民税システムにおける措置> ・住民税システムは、庁内のみの独立したネットワークにのみ搭載されており、外部接続していない。 ・eLTAXシステム等、外部接続のシステムには、ファイアウォールを設置している。 ・アクセスの監視とアクセスログの取得・点検について規定をしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
	その内容		
	再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない	
	具体的な保管方法	・データセンター内のサーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住民税システムに存在する賦課情報は、各種申告情報に基づき、更新・賦課を行った上で、住民に対して税額通知を行い、住民側でも確認を行うため、古い情報のまま保管され続けることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保存期間を過ぎたシステム上の特定個人情報については、当該事務所管部署の所属長の責任で消去を行う。また、当該消去を行った旨を文書主管課長に報告する。 ・消去の際には、規定に基づき対象のデータを特定し、消去漏れのないよう所管部署が確認をする。消去前にデータバックアップを行い、誤った消去が判明した場合は当該バックアップデータより復元する。バックアップデータは作業完了後に消去する。確認は消去完了報告書で行う。 ・保存期間を過ぎた申請書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、当該事務所管部署の所属長が文書主管課長に廃棄を依頼する。文書主管課は当該文書について、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	・評価書の記載内容通りの運用ができていくかについて、国のチェックリスト等を活用し、年に1回の頻度で各業務主管課でチェックを実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	情報セキュリティ監査計画に基づき、以下の観点で情報政策担当課による内部監査を定期的実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 なお、監査は、情報セキュリティに関する研修を受けた職員が実施する。 ・評価書の記載事項と運用形態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制準備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員に対しては、課内に情報管理者を指名し、随時指導・啓発を行っている。 ・全庁的な個人情報保護に関する研修の受講を積極的に受講している。 ・委託事業者に対しては、秘密保持に関する条項を含んだ契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・全庁的な研修として、情報セキュリティを担当する職員については、年に1回以上庁内の集合研修を実施している他、所属長等についてもeラーニングによる情報セキュリティ研修を受講している。 ・正当な理由が無く第三者へ提供した場合の罰則(懲役や罰金など)を定めており、研修等により周知・指導することでリスクを抑制している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市総務部行政課
②請求方法	指定様式を定め書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	任意の書式においても記載事項を網羅していれば、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③手数料等	[無 料] ＜選択肢＞ (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	「1.①請求先」と同じ
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年7月22日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	郵便, ファクシミリ, 柏市ホームページ(電子申請システム), 直接持参による提出
②実施日・期間	令和元年8月20日(火)から令和元年9月19日(木)まで
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	意見はありませんでした。
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4②	4. 特別徴収税額通知データの送信機能 特徴徴収義務者に特別徴収税額通知データを送信する。	4. 特別徴収税額通知データの送信機能 特徴徴収義務者に特別徴収税額通知データ、特定個人情報ファイル(本人確認用)を送信する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5②		5. 住民登録外課税通知データ送受信機能 住民登録外課税通知データ等を他の自治体との間で送信及び受信を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	I 基本情報 7 評価実施機関における担当部署②	市民税課長 鈴木 輝夫	市民税課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	I 基本情報(別添1)事務の内容		住民登録外課税通知及び特定個人情報ファイル(本人確認用)を図の中に追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用③		○他自治体からの(国税連携システム(eLTAX)による入手) 他自治体が作成した住民登録外課税通知、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領している。 ・住民登録外課税情報は提出があれば1年を通じて受領している。 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知情報は1月に受領する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用④	・申告情報(確定申告書・住民税申告書・年金支払報告書・給与支払報告書)については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、住民・国税庁・年金保険者・企業からの情報提供を受けている	・申告情報(確定申告書・住民税申告書・年金支払報告書・給与支払報告書)については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、住民・国税庁・年金保険者・企業・他自治体からの情報提供を受けている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用⑧	2. 賦課情報を作成・通知する ・各種申告情報から賦課情報を作成する ・税額通知作成の委託先に賦課情報を提供する ・課税決定者(普通徴収対象者の場合)・年金保険者・各企業(特別徴収対象者の場合)へ税額を通知する	2. 賦課情報を作成・通知する ・各種申告情報から賦課情報を作成する ・税額通知作成の委託先に賦課情報を提供する ・住民・年金保険者・各企業(特別徴収対象者の場合)へ税額を通知する	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託事項6及び7を追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)		提供先57及び58を追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)	保健所地域健康づくり課, 保健予防課	保健所地域保健課, 保健予防課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)	保健所地域健康づくり課	保健所地域保健課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)	財政部収納課 移転先1～23	財政部収納課を削除 移転先1～22	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)	都市部住宅課	都市部住宅政策課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先9	都市部住宅課	都市部住宅政策課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先16	保健所地域健康づくり課	保健所地域保健課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目		619. 寄附金申告特例サイン、620. 寄附金申告特例割合、621. 寄附金申告特例控除(市)、622. 寄附金申告特例控除(県)、623. 一般分株式等譲渡所得 有無サイン、624. 一般分株式等譲渡所得、625. 一般分株式等譲渡所得 課税標準額、626. 一般分株式等譲渡所得 所得割 市、627. 一般分株式等譲渡所得 所得割 県、628. 医療費特例サインを追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	・委託先での作業については、特定個人情報取扱いの管理体制、管理者及び取扱者の名簿提出を義務付けており、特定個人情報ファイルへのアクセス可能な作業員数を最小限にしている。	・委託先での作業については、特定個人情報取扱いの管理体制、管理者の名簿提出及び取扱者の名簿作成と柏市の求めに応じた提出を義務付けており、特定個人情報ファイルへのアクセス可能な作業員数を最小限にしている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7.特定個人情報の保管・消失	<住民税システムにおける措置> ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・庁内情報用端末については、個人情報を保管していない。 ・業務用端末は、盗難防止用ワイヤーを設置している。 ・システムに繋がる端末数を必要最小限とする。 ・管理権限を持つ者の端末を除き、USBの挿入口を物理的に塞いでいる。 ・LANケーブルとシステムが簡単に外れないようにカバーをかけている。	<住民税システムにおける措置> ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・庁内情報用端末については、特定個人情報を保管していない。 ・業務用端末は、盗難防止用ワイヤーを設置している。 ・システムに繋がる端末数を必要最小限とする。 ・管理権限を持つ者の端末を除き、USBメモリ等の外部媒体を使用できない状態にしている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第2項に関する条例案	・柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1～22	番号法第9条第2項に関する条例案	柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2	保健福祉部障害者相談支援室	保健福祉部障害福祉課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月16日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		「 ^⑬ 他自治体等からの照会に回答する。」を追加	事後	重要な変更にあたらないため(脱字の修正)
令和2年2月16日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ^②	4. 各種証明書発行機能 所得証明書, 課税証明書, 非課税証明書を発行する。	4. 各種証明書発行機能 所得証明書, 課税証明書, 非課税証明書, 賦課状況証明書を発行する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月16日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ^③	[]その他 ()	[○]その他 (中間サーバー, コンビニ交付システム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月16日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム14 ^①		コンビニ交付システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月16日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム14 ^②		1. 発行機能 ・証明書の発行 2. 連携機能 ・コンビニエンスストアからの定められた電文レイアウトに基づく証明書の申請書データ授受 ・証明書データの送信 ・発行履歴データの税務システムへの反映	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月16日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム14③	[] 税務システム	[○] 税務システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月16日	I 基本情報(別添1)事務の内容		「他自治体等からの照会・回答(文書照会)」及び「コンビニ交付システム 保守委託」を図の中に追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要3. ⑦使用主体 使用部署	市民税課, 窓口サービス課, 柏市支所出張所 条例第2条第2項に規定する出張所	市民税課, 窓口サービス課, 収納課, 柏市支所 出張所条例第2条第2項に規定する出張所	事前	重要な変更
令和2年2月16日	II 特定個人情報ファイルの概要3. ⑧使用方法	3. 税証明の発行 ・賦課情報に基づき, 申請に応じて課税・非課税・所得証明書を発行する。	3. 税証明の発行 ・賦課情報に基づき, 申請に応じて課税・非課税・所得証明書・賦課状況証明書を発行する。	事後	重要な変更にあたらないため (脱字の修正)
令和2年2月16日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託. 委託の有無※	[委託する] (5)件	[委託する] (7)件	事後	重要な変更にあたらないため (誤字の修正)
令和2年2月16日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託. 委託事項 1. 課税情報のエントリー及び画像ファイルの作成③委託先における取扱者数	50人以上100人未満	10人以上50人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月16日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託. 委託事項 1. 課税情報のエントリー及び画像ファイルの作成⑦再委託の有無※	再委託しない	再委託する	事後	重要な変更にあたらないため (誤字の修正)
令和2年2月16日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託. 委託事項 1. 課税情報のエントリー及び画像ファイルの作成⑧再委託の許諾方法		再委託の必要がある場合は, 事前に委託先と書面による協議を行い, 再委託の必要性や業務内容, 再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託. 委託事項1. 課税情報のエントリー及び画像ファイルの作成⑨再委託事項		住民税申告書や紙媒体の給与支払報告書のスキャニング及びデータエントリー	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託. 委託事項6. 申告受付事務支援業務③委託先における取扱者数	50人以上100人未満	10人以上50人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託. 委託事項7		(タイトル追加) 「個人住民税特別徴収に係る転勤・退職・切替等入力業務」	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転先の有無	「○」提供を行っている(55)件 「○」移転を行っている(13)件	「○」提供を行っている(58)件 「○」移転を行っている(22)件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先57	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先21	保健福祉部障害福祉課・障害者相談支援室	保健福祉部障害福祉課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目		「629. 上場株式の国税と異なる申告サイン」を追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。